

〔No. 2〕 高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。
2. 前面道路の境界線から後退した建築物の各部分の高さの制限の適用において、当該建築物の後退距離の算定の特例の適用を受ける場合、ポーチの高さの算定については、地盤面からの高さによる。
3. 避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さの算定において、建築物の屋上部分である昇降機塔で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $1/8$ 以内であっても、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入する。
4. 建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $1/8$ の倉庫を設けたものは、当該建築物の階数に算入する。